

令和4年度地域包括支援センターの事業評価結果について

I 地域包括支援センターの事業評価について

介護保険法の改正に伴い、平成30年度から市町村やセンターは実施した事業に対する評価の実施と必要な措置を講ずることが義務化された。評価の実施については、全国で統一した指標を用いることで、全国の市町村及びセンター間の比較による評価が可能となり、国が定めた指標に基づき、市内地域包括支援センターの事業評価を実施した。

1 評価項目

(1) 組織運営体制等

- | | |
|-------------|------|
| ① 組織運営体制 | 12項目 |
| ② 個人情報の管理 | 4項目 |
| ③ 利用者満足度の向上 | 3項目 |

(2) 個別業務

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 総合相談支援業務 | 6項目 |
| ② 権利擁護業務 | 5項目 |
| ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 | 6項目 |
| ④ 地域ケア会議 | 9項目 |
| ⑤ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 | 5項目 |

(3) 事業間連携（社会保障充実分） 5項目

2 評価方法

(1) 各地域包括支援センターの自己評価

各地域包括支援センターにて、事業の自己評価を行うとともに、その根拠を記載する。課題と取り組みについては、中項目ごとに記載する。

(2) 行政評価

事業の過程や効果等を市が各地域包括支援センターに対してヒアリングを行い、地域包括支援センターの自己評価及び事業報告を踏まえて行政評価を行う。

(3) 運営協議会にて報告

地域包括支援センターの自己評価及び行政評価を踏まえて、最終的な評価を行う。

3 評価基準

評価	評価基準
3	業務が評価できるものであった。
2	業務が予定どおり遂行できた。
1	業務が遂行できなかった。

※ 2を標準とする。自己評価理由は、すべての項目に対して記載する。

Ⅱ 評価結果

別紙「地域包括支援センター評価表まとめ」のとおり。

令和3年度はすべての項目で評価2（標準評価）以上であったが、⑤介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の1項目（小項目48）が、評価1のついた項目であった。これは、高齢者のセルフマネジメントを推進するための支援の手法が市より提示ができていないものであった。この項目については、今年度改善できるよう取り組んで行く。

令和4年度は評価3の項目が③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の2項目（小項目34、35）が増えた。コロナ禍によりズームを活用した介護支援専門員の意見交換の場を設けたり、高校等にて認知症サポーター養成講座を開催している。

引き続き、評価3の項目も増やせるように市としても支援していく。

1 市評価で1（業務が遂行できなかった）の項目について、市として今後の取組 予定

2 個別業務

⑤ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

小項目48 高齢者のセルフマネジメントを推進するため、市から支援の手法について示す。

Ⅲ 評価スケジュールについて

別紙「評価スケジュール」のとおり